

1 都民と都議会



議員は皆さまの代表

令和7年5月に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」など一連の地方分権改革により、地方公共団体は、自らの判断と責任において、地域の実情に応じた自立的な行政運営を行うことが、ますます重要になっています。

東京には、気候変動対策や防災対策、中小企業・雇用対策、感染症対策、福祉・医療対策、文化・教育施策など、解決しなければならない様々な課題があります。

また、直面する人口減少や少子高齢社会と向き合い、危機を乗り越え、豊か

さにあふれる持続可能な都市・東京を、次の世代に繋げていかなければなりません。

都議会は、都民の皆さまが安全・安心に暮らせる東京の実現に向けて、山積する都政の課題に全力で取り組んでまいります。

都議会は、二元代表制の一翼を担う議決機関であり、私たち都議会議員は、都民の皆さまから選挙で選ばれました。私たちは、都民の皆さまの代表として、知事をはじめとする執行機関との緊張感あふれる関係の中、対等の立場で真摯な議論を交わしていきたいと考えています。そして、地域の多様なニーズを把握して、執行機関とは異なる視点から、今後の施策の方向性を発信し、都政の一層の前進に力を尽くしてまいります。

地方自治と議会

都道府県や市町村は、地方公共団体といえます。地方自治とは「地方公共団体の行政がその住民の手によって責任をもって処理されること」だと言えます。このような意味から都道府県、市町村は自治体とも呼ばれます。

地方自治の精神は、近代国家における民主主義の最も基本的な考え方となっています。憲法が特に「地方自治」の章を設けているということは、その意味からも大切なことです。そして、「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。」と憲法第93条第1項に定められています。

都議会は、東京都という地方公共団体の意思決定の場です。都民を代表して、様々な要望や意見をくみとり、都の行政に反映させることが都議会の基本的な使命です。



令和7年8月8日 本会議

都議会と都知事

地方公共団体には、団体としての意思を決める議会（議決機関）と、議会の決定に基づいて事業を執行する団体の長（執行機関）とがあります。

東京都の場合は「都議会」と「都知事」がこれにあたり、都議会の構成員である都議会議員と、執行機関の長である都知事が、住民による選挙で直接選ばれています（二元代表制）。

都議会と都知事は、それぞれ独立の機関であって、対等な立場にあります。

都議会と都知事は、それぞれの権限・役割が明確に区分され、相互のけん制と調和によって公正な行政を確保するという、チェック・アンド・バランスの機能を生かして、都民のための都政を推進しています。

都民の権利と義務

都民の一人ひとりが都政を進めていく主役です。そこで、都民には、住民としての基本的な権利と義務があります。

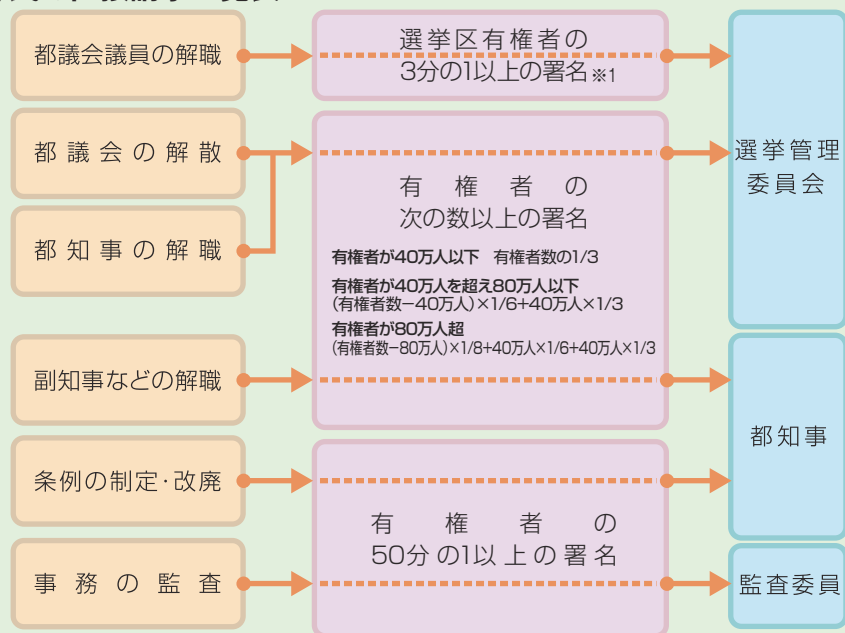
都民には、都の提供するサービスを受ける権利があり、都税を納めるなどの義務があります。また、都の政治・行政(自治)に参与する権利(参政権)もあります。

まず、都民は知事や都議会議員を選挙する権利を持っています。さらに、直接請求権として、都議会の解散を求める権

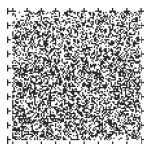
利や、都議会議員、知事などの解職を求める権利、東京都の条例を定めたり改めたりすることを請求する権利、都の仕事に対して監査することを請求する権利があります。

このほか、住民が一人でもできるものとして、財務会計上の違法、不当な行為について監査の請求をする権利、都政に対する要望などを行政に反映させるための請願・陳情をする権利などが認められています。

都民の直接請求一覧表



※1 ただし、有権者数が80万人を超える選挙区については、(有権者数-80万人)×1/8+40万人×1/6+40万人×1/3以上、40万人を超え80万人以下の選挙区については(有権者数-40万人)×1/6+40万人×1/3以上の署名



都議会の情報公開

都議会では、地方分権の時代にふさわしい「開かれた都議会」を実現するため、「東京都議会情報公開条例」に基づき、①会議の公開、②情報の積極的公表・提供、③公文書の開示という三つを基本として、都議会における情報公開を総合的に推進していくこととしています。

会議の公開

本会議や委員会は公開を原則としており、傍聴をすることができるほか、インターネット中継も行っております。その他の会議についても積極的な公開に努めています。

◆都議会の傍聴の方法

本会議の傍聴は、一般傍聴券によるものと、議員の紹介によるものとがあります。

一般傍聴券は、本会議当日の12時(開会予定時刻の1時間前)から、先着順に1人1枚ずつお配りいたします。都議会議事堂2階の受付まで、お越しください。

傍聴席には、聴覚障害の方のための難聴者補助設備を設置しています。車椅子の方のためのスペースもご用意しております。なお、車椅子スペースをご利用いただく場合も、傍聴券が必要となります。

委員会の傍聴についても同様に、開会予定時刻の1時間前から、議事堂2階の受付において、先着順に1人1枚ずつ傍聴券をお配りいたします。配布数は委員会室の広さにより異なります。開会時間や傍聴券の配布数についてはお問い合わせください。

また、本会議及び予算特別委員会は、手話通訳付きで庁内CATVにより同時中継放送をしており、都議会PRコーナー等で会議当日に視聴できます。

情報の積極的公表・提供

特に皆さまから情報提供等のご要望が多いと思われる一定の文書等については、都議会図書館等において無料で閲覧いただけます。また、インターネットでも本会議の会議録・委員会速記録などをご覧いただけます。

公文書の開示

開示請求によって、個人情報など不開示情報を除いて、必要な情報を入手することができます。

●公文書開示制度に関するお問い合わせ先
議会局管理部総務課 ☎(03)5320-7115

幼児ルームの開設

小さなお子様(満1歳から小学校就学前までの幼児)がいらっしゃる方にも安心して本会議及び委員会を傍聴していただけるよう、託児サービスの提供を行う幼児ルームを設けております。

ご利用の場合は、傍聴される会議の5開庁日前の午後5時までにご連絡ください。

●本会議傍聴、幼児ルームご利用のお問い合わせ先

議会局管理部総務課
☎(03)5320-7111 FAX(03)5388-1776

●委員会傍聴のお問い合わせ先

議会局議事部議事課
☎(03)5320-7141 FAX(03)5388-1774

